

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法	2年・3年・修了生		

第1. 法令違憲

1. 本件条例5条1項1号は、Xの表現の自由(憲法(以下、法令92略)21条1項)に反して侵害しており違憲である。

2. 21条1項の表現の自由を保障している。その根拠は、自己実現と自己統治にある。すなわち、各人は様々な知識や情報に触れることで自己の人格を發展させ、また、自由な意見の表明を認めるとい、政治民主政が図られるためである。

*1

(2) T市では、Xの表現は、A国人を不当に差別するハイトスピーチであり、21条1項の保障の範囲外と主張する。

*2

10 しかし、ハイトスピーチのような低価値表現であっても、表現である以上は21条1項の保障を及ぼすべきである。なぜなら、このような理由に基づいて保障の範囲外であるとして規制を認めると、公権力による恣意的な規制を容認することになるからである。

したがって、Xの言論の自由は21条1項で保障される。

15 3. T市は、公共の場所の利用管理には、管理権者の裁量で広範に認められると反論する。また、本件条例5条1項1号は、公共の場における言論を禁止した「表現内容中立規制」であり、罰則による事後的規制で定められているに過ぎず、制約は緩やかに認められると主張する。

*3

20 しかし、21条1項の表現の自由は、一度侵害されるとその回復が困難なものであり以上、重要な自由であると考えらるべきである。また、毎表現は公共の場で発信することによる大きな意味がある。そのため、公共の場所における表現の自由は特に保護をすべきである。公共の場での表現を規制すれば、表現行為そのものの意味は大きく減殺される。

*4

25 したがって、管理権者の裁量は狭く解され、厳格な基準が必要である。すなわち、①. 規制目的の必要不可欠性、②. 手段の必要不可欠性で判断すべきである。

4. ~~市は、深刻な労働力不足を解消~~ ^{本件条例} ~~は、~~ 不当な差別的言論を規制あること、市民生活の安全と安心を確保あることを目的に掲げている。市は、~~当該~~ 本件条例5条1項1号も同様の目的に基づいて規定されていると考えられる。外国人が特に

5. ~~当該地域では、市民が犯罪の発生等と不安に思うこと~~ ^{本件条例} ~~のため、その契機となりうる不当な差別的言論を規制あることは、必要不可欠であると市は主張する。~~

*5

しかし、市民の生活の安全や安心を確保あることが目的であれば、まずは犯罪が起らないよう街を整備あることや法

10. ~~を整備することや先決問題である。表現の自由~~ ^{本件条例} ~~それにも関わらず、言論規制をまず行うことは、不当な差別目的に基づく規制であり、①を充足しない。~~

次に、市は、刑罰を課す本件条例10条の前に、本件条例6条でまずは中止命令等の

15. ~~権可能性があるため、打撃緩和措置をとっており、②を充足すると主張する。~~

*6

しかし、中止命令や退去命令によっても表現の自由は侵害されている。一律に禁止であるのではなく、~~暫時間帯を設ける方法なども採り得るのに、このような手段をとっていないため、②を充足しない。~~

よって、本件条例5条1項1号は違憲である。

*7

20. ~~6. 1. 本件条例5条1項1号の「不当な差別的表現」とは、同法2条で指すものというが、「援助 助長し又は秀発するおそれ」という文言が不明確であり違憲である。~~

(2). 表現行為を規制ある立法の文言が不明確の場合、萎縮効果を生じさせるため、その明確性を厳格に求めるべきである。つまり、

25. ~~一般人の通常理解において、当該規定の要件に該当するかの判断で足りるものにならない。~~

(3). 市としては、本件条例2条で「人種、民族…差別的意識」とどういった事項に関するものか例示しているため、明確性はあると主張する。

30. しかし、「助長し又は秀発するおそれ」とどの程度で生じるといふ

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法	2年・3年 修了生		

評価(ABCD)

るが、不明確は一般人の理解では判断できないものであり、不明確である。

(4) よって、違憲である。

第2 適用違憲

1. 本件処分は、Xらの表現の自由を侵害し違憲である。

2. 上述の通り、表現の自由は重要な権利として保障されている。

また、表現行為は受領者について意味をもつものであり、公共の場所でやってこそ意味がある。また、団体が行う表現行為を規制する場合、当該団体の表集会の自由(21条2項)の重要性も考慮すべきである。

3. 本件条例2条より、「主として人種、民族、宗教、信条、性別、年齢、障害、性傾向、その他の属性を理由とする差別を禁止する」旨の趣旨がある。また、同法1条の目的規定は、市民生活の安全と安心を目的としている。そうであれば、上記の表現の自由の重要性も併せて考えると、本件条例5条1項1号

の「不当な差別的取扱い」とは、同法2条が例示する事由に關するもので、市民生活の安全と安心を現実的に脅かすものであると解すべきである。

3. T市は、Xらのデモが、繁華街の中央で、人通りの多い所で行われ、過激なものであるため該当すると主張する。

しかし、A国人に対する優遇措置の廃止は、Xらの主張は政治的意見として正当なものであり、上記の趣旨に当らない。

※8

3 ページ

裏面へ

※1 自己実現・自己統治の価値について書かれていますが、なぜ書かれているのかが分かりません。表現の自由の保障根拠が X の本件自由に当てはまることを書くといいと思います。

また憲法で問題となる自由はできるだけ具体的に捉えた方がよいと思います (ex「X の言論の自由」→「X の本件公園において T 市の外国人労働者受け入れに関する施策に対し意見を述べる自由」)。答案にどこまで書くかは別としても、問題となる自由を具体的に捉えることにより、保障の有無・制約・審査基準定立の際の権利の重要性の検討でより具体的な検討がしやすいと思います。

※2 些末な問題ですが、反論するのは検察官だと思います。憲法の答案では「違憲である」との主張を書くと思いますが、余裕があれば、違憲だから当該訴訟でどうなるのかを意識するとよいと思います。

差別的言論が表現の自由で保障されるかという問題について書けておりよいと思います。

※3 T 市の反論として、本件 5 条 1 項 1 号を内容中立規制とするのは良いですが、X の再反論は必要だと思います。(確かに表現内容規制を厳格に審査すべきとする根拠 3 つ① 不当な動機による規制の危険②代替手段が認められず、市場への参入が阻止されること③言論の伝達効果に着目した規制であり、思想の自由市場の前提とされる受け手の自律性を否定するものであることのうち、②を重視すれば本件条例 5 条 1 項 1 号を内容中立規制と捉えることも可能ではあります。ただ本件条例 5 条 1 項 1 号が「不当な差別的言論」を対象としており、かつ、代替手段が残されていればすべて内容中立規制と考えることの不当性を言えば反論は十分に可能です)

また事後規制であることを書いているのはいいですが、刑罰が定められていることを審査基準を緩める方向には使えないと思います。

※4 パブリック・フォーラムについてしっかり書けておりよいと思います。ただし表現内容規制であること、本件自由の重要性 (ex.T 市の施策に対する意見表明であることから、T 市内の公園で表現することが重要であり、かつ自己実現・自己統治の価値を有すること) を書けるとよりよいと思います。

※5 手段の審査をしているように思いました。また「不当な差別目的に基づく規制であり」の部分がどのような意味か理解できませんでした。

目的について、多くの人が原告側の意見であっても理由なく審査基準を満たすと書きがちである中、しっかり検討する姿勢はよいと思います。

※6 他の手段でも目的を達成できることを書くともよりよいと思います。

※7 漠然不明確ゆえに無効の論点については判例の文言も意識できており良く書けていると思います。ただ判例百選第 6 版 I 88 事件は再度確認してほしいです。

※8 時間がない中でポイントは押さえられておりよいと思います。ただし規範に対するあてはめができていないなど不十分な答案となっています。知識面での不十分さは感じ

ないので、時間配分を気を付けて答案を書く練習をすればすぐに改善すると思います。

全体について

字も綺麗で、文章も読みやすかったです。知識面でも現段階においては十分な力があると感じました。具体的な権利設定ができていない点や表現内容規制であることに触れられていない点や途中答案となっている点等、改善すべき点があります。ただ、答案を書く→自己の改善点を書く→次に答案を書く前に自己の改善点のメモを見返し、改善点を意識しながら答案を書くということを繰り返していけば十分に合格答案が書けると思います。

大変だとは思いますが、残り 6 カ月頑張ってください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法	2年・3年・修了生		

評価(ABCD)

B

第1、本件条例10条6条はXの発言が自由に発言できる権利を制約して
いるとして表現の自由(憲法21条1項)に反し違憲である。

1、そもそも表現の自由とは、自由な情報の流通を妨げられない権利で
ある。そして本件においてXは在留A外国人についての意見を外部に表明して
いる。その意見の外部に表明する行為は情報の流通、個人の思想と他の
人々に浸透させるものであるため、かかる自由も表現の自由として保障されている。

2、そして本件条例10条6条は、「~~本件条例5条1項1号の行為がなされ~~
たときに、市長が中止命令等を出したにもかかわらず、その命令に違反
した者に対する規定となっている。そして、本件条例5条1項1号は、「公共の場所
で「不当な差別的言論を行うこと」を規制している。

1、そもそも表現の自由とは、自由な情報の流通を妨げられない権利であ
る。そして本件において、Xは在留A外国人についての自己の意見を外部に表明
しているため、かかる行為も表現の自由として保障されている」とも思える。

しかし、Xの発言はA国人の特権の批判として、「A国人は「シロアリ」と表現し
A国人を「虫に喩え」るなど過度な発言をしている。このような発言
内容はA国人の人格の尊厳を損なうものであるため、低価値表現であり、表現
の自由としては保障されない、この反論が考えられる。

これについて、表現の自由の保障範囲は後述の通り思想の自由市場で判
断すべきものであるため、低価値表現であっても表現の自由として保障されるべ
きものである。

したがってかかる自由も保障範囲に含まれる。

2、そして本件条例は「公共の場所」で「不当な差別的言論を行うこと」(5条)
が行われた場合に中止市長は中止命令を出すことができ、これに違反した
者は罰則が課せられている(6条10条)。これは、差別的言論という表現内容
に着目して、それを直接規制するものであるため、表現内容規制であり、か
つ直接規制である。

これについて、本件条例10条は「市民生活の安全と安心が確保される地

1 ページ

裏面へ

域社会の実現を図る」ことを目的としているため、不当な差別的言論の規制は間接的・付随的制約であるとの反論が考えられる。本件条例の趣旨・着眼点は「憎悪煽動表現の根絶」(本件条例1条)にあることを考慮すれば、市民生活の安全と安心が確保された地域社会の実現にこれが付随的效果

5 であるといえる。

したがって、本件条例はやはり直接規制である。

3. そして表現内容規制は原則として許される。なぜなら、表現は思想の自由市場でどうたてられるべき事項だからである。そこで表現内容規制は例外的に類型化された場合に限って許されている。

10 もとも、どのような言論が差別的言論に当たり、どのような規制をするかについては立法府の判断が尊重されるべき事項であり、主としてどのような条例を制定するかについては立法裁量が認められるとの反論が考えられる。

15 ① また、表現の自由には個人の人格を形成・発展させるという個人に属する価値に加え、思想意見が外部に表明することによって、社会に与えるという民主政に属する価値も含まれているため重要な権利である。

以上から、目的が重要で手段が目的と手段の間に実質的関連性が認められるような条例であれば、合憲となる。

20 4. 本件における条例の目的は、憎悪・不当な差別的言論を規制することにより、市民生活の安全と安心が確保される地域社会の実現を図ることである。差別的言論も表現の自由にはあるものの、差別的表現は特定の個人・集団的属性をもつ住民の尊厳を著しく損なうものである。また、表現が過剰なため市(たがって目的は重要である。とも思える。したがって目的は重要である。

25 ② 差別的言論であっても、次に手段について検討する。本件条例6条により、公共の場外であれば不当な差別的言論を行えば一律、市長に中止命令を下す権限が与えられている。したがって、この場合、差別的表現が私的な場所で行われる可能性もある。私的な場所での規制に本件条例は対応していないため、結局、憎悪煽動表現の根絶という本件を前提とした、不当な差別的言論を規制する目的は達成することができない。

30 5. したがって本件条例5条、6条は違憲である。5条の「公共の場

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法	2年・3年・修了生		

「不当な差別的言論」について明確性が問題となるも、一般人の理解からしてどのような言論が「不当」であり、「差別的」な言論に当たるか明確ではないため、この観点から矛盾である。

5 第2、本件処分は上記Xの自由を制約するため、表現の自由を反し違憲である。

1. 保障範囲については第1に同様である。

2. かかる自由は本件処分によって制約されている。

3. そして、表現の自由は前記の通りであるため重要な権利である。⁽¹⁾また、本件処分
で下付かどうかについて6条は「できる」と規定していることに加え、差別的言論を
10 規制する場面があることについて市長に裁量を与えられている。

おて目的が重要で手段がその内に実質的関連性があれば^{※9}違憲合憲
と判断される。

4. 本件処分の目的は、~~本件集会の開催を禁止する~~^{市民生活の安全安心の確保である}、重要である。

15 「そして手段としては本件公園はA国出身の労働者とその家族が~~集まる~~^{住んでい}
る場所からは遠く離れているため、本件集会を認めてもA国出身の労働者等の
人格が損なわれることはなにも思えるため、手段としては過剰なものであ
ると思える。

20 しかし本件公園はT市の繁華街のほぼ中心にあことから、A国出身の
労働者が本件公園の近くに集まることは容易に考え得ることである。そうすると
本件集会にかりてXの発言によってその人々が傷つけられることは十分に考えら
れる。したがって必要な処分であった。また、当中止することによりXの発言を抑
えさせることができたため、有効であった。

5. したがって本件処分は合憲である。^{※11}

- ※1 言論を直接禁止している条文である 5 条 1 項 1 号も挙げるべきだと思います。
- ※2 細かいですが「とも思える」とあると反対の結論になるのかと予測してしまい少し読みづらいです。
- X の主張が問われているので「保障される」→「これに対しては～という反論が考えられる」→「しかし～」→「したがって～含まれる。」としても良いと思います。
- ※3 「後述の通り」は読みにくいです。
- また後述しているのは 2 ページ 7 行目と思われますが、2 ページ 7 行目の分量であれば、後述することなく先に書いても問題ないと思います。
- ※4 間違った記述だとは思いますが、反論として成立する余地は少ないと思います。ここに紙面を割くなら、他の部分を厚く書くべきだと思います。
- ※5 本番ではどう評価されるか分からないので、やめた方が良いでしょう。
- また一般的な権利の重要性について書けているのは良いですが、X の具体的自由の重要性についても書けるといいと思います。
- ※6 目的が重要である理由が書かれていて良いと思います。
- ※7 実質的関連性の有無は当該手段が目的達成のために役立つか、役立つとしても行き過ぎではないかという問題だと思います。答案の理論であれば当該手段は目的達成のために役立つが不十分ということになり、より強力な規制が必要とはなっても目的と手段に実質的関連性が無いとは言えないと思います。
- また「・・・実質的関連性が認められるような条例であれば合憲」という規範を立てたのであれば、「実質的関連性が認められる又は認められない」とのあてはめをすべきだと思います。
- ※8 漠然不明確ゆえに無効については別途ナンバリングをして検討する必要があると思います。時間が足りずこのようになったとは思いますが、分かっているが時間が足りず書けなかったは、答案上分かっているのと一緒なので、もったいないです。構成の段階でどこに何ページ割いて、どれだけの時間を割くのかを決めて答案を書くことで改善できると思います。
- ※9 適用違憲を書く場合には目的手段審査でもいいですが、定義付け衡量（判例百選第 6 版 I 86 事件、泉佐野市民会館事件参照）を用いた方が検討しやすいと思います。
- ※10 場所に着目できており、かつ、プラスとマイナスの事情を両方拾っており良いと思います。発言内容にも触れることができるとより良かったと思います。
- ※11 X らの弁護人の主張を求められているのに合憲とするのはどうかと思います。

全体について

字も綺麗で、文章も読みやすかったです。知識も十分だと感じました。

あとは本番の問題文の量から事実を拾い出し、時間内に書く練習をすれば合格答案が書けると思います。大変だとは思いますが、残り 6 カ月頑張ってください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法	2年・3年・修了生		

B

10

1 本件条例

(1) X氏は、本件条例5条1項1号、6条10条は憲法21条1項に反し違憲であると主張する。

法前、法旨

*1.

*2.

『差別的言論を言う自由は「言論」の自由として21条1項で保障されている。本件処分により同自由が制約されている。』

(2) T市は、本件条例の目的は「~~言論~~表現の模範にあり、同自由に対する制約は間接的制約にすぎないため、緩やかに審査すべきである」と主張反論する。

*3.

『しかし、「公共の場所」はパブリック・フォーラムであり、表現の場としての価値が高い。この場での表現が全面的に制約されているため、T市の反論はあたらない。』

*4.

そうすると、この表現価値に鑑み、本件条例は、目的が不可欠で手段が必要最小限度でなければ、違憲となると考える。

(3) 本件条例の目的は、不当な差別的言論を規制することにより、市民生活の安全を図る点にある(1条)が、差別的言論について決して討議することにより、その不当性を差別的の解決にもつながることがありうる。だから、同目的は不可欠とはいえない。

*5.

(4) 『公共の場所での表現は伝達効率が高くこれに代わる代替手段はより同氏は考え難い。』にも関係がかわらず、公共の場

*6.

所での言論を全面的に禁止する本件処分は過剰な制限であり、相対性を欠く。

(5) おて、本件条例は違憲である。

2 本件処分

(1) Xは、Xの言論は「本当な差別的言論」にあたらないと主張する。

(2) 公共の場での表現は「パブリック・フォーラム」である以上、

(6) Xは、「本当な差別的言論」の文言は抽象的・不明確であるから、明確性の原則に反し、本件条例5条1項1号は違憲であると主張する。憲法21条1項2号

表現行為への差別的効果を防ぶため、通常の判断能力を有する一般人において具体的場合に当該行為が法令の適用を受けるかの基準を読み取れなければ「違憲となる」。

本条例5条2号では、何が「本当で何が本当でないか」という基準を読み取れなため、通常の判断能力を有する一般人において読み取れない。

おて、本件条例5条1項1号は21条1項2号に反し違憲である。

2 本件処分

(1) Xは、Xの言論は「本当な差別的言論」にあたらないと主張する。

(2) 公共の場は「パブリック・フォーラム」である以上、その場での表現価値は高い。

他方、被害者から言論対象者の生活を困難にするおそれがあるとの反論が

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法	2年・3年 修了生		

評価(ABCD)

規定される。

そこで、「不当な差別的言論」として、事と差別を助長することを目的とし、かつ、言論対象者の生活を回復困難な程度に妨害する言論をいふと主張する。

(3) 原告は、Xは「A国人は我々民の税金に群がるシロアリではないですか」「シロアリ」も一匹残らず駆逐しなければなりません」と発言しており、これは差別を助長する目的があったと反論する。

しかし、T市は近年A国出身者の労働者を大量に受け入れ、市営住宅への入居を優先的に認め、かつ、住居量を通常より倍に設けてきた。本件発言は、このようなA国人の特権に反対するために関わっており、Xは始めは「どうして我々の税金でA国人の面倒を見なければならぬのか」と訴えており、演説がセーブアップした中で、差別的発言一種の比喩例として「シロアリ」という言葉が使われたと主張する。

そうすると、Xの言論は事と差別を助長する目的ではない。

(4) 被告は、本件公園は、T市の繁華街のほぼ中心に位置しており、家族連れや若者の往来も多くいたため、このような多くの者にA国人への悪印象を与えることは、A国人の生活を回復困難な程度に妨害すると反論する。

3 ページ

裏面へ

しかし、本件公園は、A国出身の労働者とその
家族が居住する市営住宅から遠く離れ
ており、A国人の特権に反対する言論を行うこと
が直ちにA国人の生活を困難にするとはい
えない。

また、Xの言論は、税金の使い道につき意
見を述べているにすぎない。

そうすると、Xの言論により、Aの生活が固
く困難な程度に妨害されているとはい
えない。

(5) よって、Xの言論は「不当な差別的言
論」にあたらないため、この違反を理由とする
本件処分は違憲である。

- ※1 権利設定はできるだけ具体的な自由を書いた方が良いと思います。これでは X の本件自由が憲法 21 条 1 項により保障されていることを述べられていないと思います。さらに X の弁護人として X の本件自由を差別的言論を行う自由と弱い権利のように表現する必要はないと思います。
- ※2 その通りなのですが、一言でも理由を書けるといいと思います。
- ※3 価値が高いかどうかは直接的規制であることの理由になってないと思います。
- ※4 自己実現・自己統治の価値を有すること、制約についても表現内容規制であること刑罰が規定されていることを書けるといいと思います。
- ※5 ここで文切っていいと思います。1 文はできるだけ短い方が読みやすいです。
- ※6 他の手段を書いて目的達成できることを書けると良いと思います。
- ※7 明確性の理論により違憲無効であることと条例が憲法 21 条 1 項に反し違憲無効であることは別の問題だと思います。そのため 1→第 1、(1)→1(1)、(6)→2 とナンバリングを変えると読みやすくなると思います。
- ※8 判例を意識できており良いと思います。ただ判例（判例百選第 6 版 I 88 事件）は再度確認してもらいたいです。
- ※9 条例 2 条で「不当な差別的言論」の定義がなされていることに触れられると良いと思います。
- ※10 本件処分は X の本件自由を侵害するもので憲法 21 条 1 項に反し違憲無効であるとした方が良くと思います。読んでいて「不当な差別的言論」にあたらなければどうなのかと思いました。
- ※11 X は起訴されており、刑事事件なので「被告」はいないです。
- ※12 発言の内容を拾って評価もしっかりできており、とても良いと思います。
- ※13 場所についてプラスとマイナスの事情を両方拾えており、良いと思います。

全体について

字が所々、判読できませんでした。字を綺麗にしようとしてスピードが落ちて、書きたいことが書けないのでは本末転倒ですが、スピードが落ちない程度には綺麗に書くことを意識すると良いと思います。

文章力もあり、知識の面でも十分だと感じました。

権利設定が具体的でないこと、表現内容規制に触れていないこと、条例 2 条に触れていないこと等、改善点はありますが、意識しながら答案を書いていけばすぐに良くなると思います。

大変だとは思いますが残り 6 カ月頑張ってください。